別紙

日置市文化施設条例の一部を改正する条例

日置市文化施設条例(平成17年日置市条例第91号)の一部を次のように改正す別表を次のように改める。

別表 (第7条、18条関係)

(単位:円)

									(-	<u>単位:円)</u>	
使用時間 区分		寺間	9:00 ~	13:00 ~	18:00 ~	9:00 ∼	13:00 ~	9:00 ~	冷暖房料 1時間		
	·刀 I	- 15 tot > 6tt 1		12:00	17:00	22:00	17:00	22:00	22:00	につき	
	こけけホール	入場料を徴収しない場合									
日置市東市来文化交流センター		平日		10, 260	15, 400	20, 530	24, 610	34, 880	44, 100	2, 610	
		休日等		12, 250	18, 430	24, 610	29, 540	41,800	52, 900		
		入場料を徴収		又する(これに準ずる)場合							
		平日		17, 390	26, 080	34, 880	41, 800	59, 300	74, 900	2,610	
		休日等		20, 850	31, 210	41,800	50, 070	71, 130	89, 880		
	ホワイエ			(ホールの使用者が同時に使用して物品の 展示、販売等を行う場合に限る。) 3,300						400	
			1号室						550	250	
	楽屋2号室3号室			550						250	
				550						250	
	シャワー室			1回につき1室 550							
	附属設備及び 備品			1回1点につき 11,000以内で教育委員会規則で定め る額(別表 第4条関係)							
使用時間			8:30 ~		13:00 ~		17:00 ~		冷暖房料 1時間		
l _		X:711 H	3 11-3	_ ~	_	^	<u> </u>			I 11/4,181	
区	(分	_		13:	00	17:	00	22	:00	につき	
X		_		へ 13: ない場合	00	17:	00	22	:00		
多		_	徴収した		3, 350	17:	3, 350	22	5, 450	につき	
	入	場料を 平日	徴収した			17:		22			
	入 土・	場料を 平日 日曜日	徴収した		3, 350 4, 080		3, 350	22	5, 450	につき	
	入 土・	場料を 平日 日曜日	徴収した	ない場合	3, 350 4, 080		3, 350	22	5, 450	につき 220	
多目的ホー	入 士・ 入	場料を 平日 日曜日 場料を 平日	徴収した	ない場合	3,350 4,080 準ずる)		3, 350 4, 080	22	5, 450 6, 600	につき	
多目的ホール	入 士・ 入	場料を 平日 日曜日 場料を 平日	徴収した ・休日 徴収する	ない場合	3,350 4,080 進ずる) 6,700		3, 350 4, 080 6, 700	22	5, 450 6, 600 10, 900	につき 220	
多目的ホール和	入 土・ 入 土・	場料を 日曜日 場料を 日曜日 日曜日	徴収した ・休日 徴収する	ない場合	3,350 4,080 準ずる) 6,700 8,170		3, 350 4, 080 6, 700 8, 170	22	5, 450 6, 600 10, 900 13, 200	220	
多目的ホール和工	入 土・ 入 土・ 室	場料を 平 日 場料を 日曜を 日曜日	徴収した ・休日 徴収する	ない場合	3,350 4,080 準ずる) 6,700 8,170 550		3, 350 4, 080 6, 700 8, 170 550	22	5, 450 6, 600 10, 900 13, 200 1, 100	220 410 110	
多目的ホール 和 工 調	大 士・ 大 主・ 室	場料を日日場料で日曜日日本日曜日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	徴収した ・休日 徴収する	ない場合	3,350 4,080 準ずる) 6,700 8,170 550		3, 350 4, 080 6, 700 8, 170 550	22	5, 450 6, 600 10, 900 13, 200 1, 100 1, 100	220 410 110 110	
多目的ホール 和 工 調 大	大 土・ 工・ 室 作室 理室	場料平曜を日日を日日を日日の一次では、一次では、日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の	徴収した ・休日 徴収する	ない場合	3,350 4,080 準ずる) 6,700 8,170 550 550		3, 350 4, 080 6, 700 8, 170 550 550	22	5, 450 6, 600 10, 900 13, 200 1, 100 1, 100	220 410 110 110	
多目的ホール 和 工 調 大 小	土・入土・室作理会議会議	場料平曜を日日を日日を日日の一次では、一次では、日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の日日の	徴収した ・休日 徴収する	ない場合	3,350 4,080 準ずる) 6,700 8,170 550 550 770		3, 350 4, 080 6, 700 8, 170 550 550 770	22	5, 450 6, 600 10, 900 13, 200 1, 100 1, 100 1, 540	220 410 110 110 110	
多目的ホール 和 工 調 大 小 パ	土・入土・室作理会議会議	場平曜を日日 室室 ン	徴収した ・休日 徴収する	ない場合	3,350 4,080 準ずる) 6,700 8,170 550 550 770 550		3, 350 4, 080 6, 700 8, 170 550 550 770 550	22	5, 450 6, 600 10, 900 13, 200 1, 100 1, 100 1, 540 1, 100	220 410 110 110 110 110	

備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 休日等とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する休日をいう。
- 3 使用者が入場料を徴収する場合において、これに準ずる場合とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 会費を徴収して入場させる場合
 - (2) 会員制度により会員を招待して入場させる場合
 - (3) 商品等の売上高により招待券(名目のいかんにかかわらず、これに類する
 - (4) 入場整理料等の名目で料金を徴収する場合
- 4 舞台練習(こけけホールを使用する場合に限る)のため、舞台面のみを使用する場合の使用料は、この表により算定した額に、100分の20を乗じて得た額と
- 5 使用許可の変更許可を受けて使用時間を延長する場合の使用料は、次に掲げ
 - (1) 午後0時から午後1時までの場合 午前9時から午前12時までの使用料の額
 - (2) 午後5時から午後6時までの場合 午後1時から午後5時までの使用料の額
- 6 舞台準備、舞台練習等のため、開館時間以外の時間において舞台面のみを使

附則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

日置市文化施設条例施行規則の一部を改正する規則

日置市文化施設条例施行規則(平成17年日置市教育委員会規則第23号)の一部を 次のように改正する。

別表を次のように改める。 別表 (第4条関係)

(当4.5)

別表(第	第4条関係)			(単位:円)
	設備等の名称	単位	使用料	備考
	所作台	1式	3, 140	伊集院文化会館のみ
	花道用所作台	1式	520	IJ
	松羽目	1式	1,050	IJ
	金屏風	1双	1,050	
	紗幕	1 張	830	伊集院文化会館
	地がすり	1枚	520	東市来文化交流センターのみ
	緋毛せん	1枚	110	
	長座布団	1枚	110	
	高座用座布団	1枚	50	
	上敷	1枚	110	
/m-	上敷平台	1枚	110	
舞 台	箱足	1式	110	
大	開き足	1式	110	
人。	木支木・金支木・人形立	1式	220	伊集院文化会館
小	雪かご	1式	110	JJ
小 道 具	演台	1式 1台	410	
共	司会者台	1台	220	
	大太鼓	1台	520	伊集院文化会館のみ
	指揮者台	1台	220	
	指揮者用譜面台	1台	110	
	演奏者用譜面台	1台	50	
	演奏者用椅子	1式	520	東市来文化交流センターのみ
	コントラバス用椅子	1脚	110	
	ピアノ(スタィンウェイ)	1台	11, 000	
	ピアノ(カワイ)	1台 1台	5, 230	伊集院文化会館のみ
	ピアノ (カワイ アップライト)	1台	2, 100	リ (リハーサル室)
	音響反射板	1式	3, 140	
جا۔	拡声装置	1式	1, 570	マイク2本含む。
音 響	マイクロホン	1本	520	
響	ワイヤレスマイクロホン	1本	730	
関	エレベーターマイク装置	1式	730	伊集院文化会館のみ
係	カセットデッキ	1台	520	D SIGNOS VICENCES
器	CDプレーヤー	1台	520	
具	MDプレーヤー	1台	520	
	フットライト	1列	520	伊集院文化会館のみ
	花道フットライト	1式	220	11
	ボーダーライト	1列	520	
照	サスペンションライト	1列	1, 050	
	サイドフロントライト	1列	1, 050	上手下手で1列
明 関	シーリングライト	1列	1, 050	
関	アッパーホリゾントライト	1列	630	
係器具	ロアーホリゾントライト	1 別	520	
器	ピンスポットライト	1列 1台	730	
具	効果器	1台	520	
	スポットライト(1 kw)	1台	220	
	スポットライト (1 kw) スポットライト (0.5 kw)	1台	110	
	持込器具	1 kw	220	
映写	プロジェクター	1 KW 1 台	1,570	
映与 設備	スクリーン			
以川	<u> </u>	1張	1,050	

附 則 この規則は、平成31年10月1日から施行する。